

明和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人明和会（以下「法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条（役員等の報酬等の総額）

役員に対して、各年度の総額が1,000万円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3条（報酬等の支給）

役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員とは、役員の内、法人を主たる勤務場所とし、1日8時間、週平均所定労働時間40時間勤務する者をいい、常勤役員には報酬及び通勤手当を支給する。ただし、常勤役員の内、職員兼役員には職員としての給与を支払うことが出来る。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

第4条（常勤役員等の報酬等の算定方法）

常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員賃金規程第22条の規定に準ずる額

第5条（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 交通費は実費弁済とし、公共交通機関を利用した場合にのみ支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

第6条（報酬等の支給方法）

常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月の職員の給与支給日とする。

2. 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に参加した都度、支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条（報酬等の日割り計算）

新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第8条（端数の処理）

この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第9条（公表）

法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第11条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

別表1（常勤役員報酬）

| 役職名 | 月 額 |
|-----|----------|
| 理事長 | 350,000円 |
| 理事 | 100,000円 |

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| | 日 額 |
|-----------------|--------|
| 評議員会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 理事

| | 日 額 |
|-----------------|--------|
| 理事会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 監事

| | 日 額 |
|-----------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 5,000円 |
| 監事監査への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 10,000円 |